

有価証券報告書における非財務情報の開示ガイダンス「記述情報の開示に関する原則(案)」を金融庁が公表

Research Clip
2019年1月

社会システム研究所
研究員 石田 竜大

リサーチ・クリップでは、最近関心の高まっている環境問題、企業の従業員・地域社会といった様々な社会との関わりなどに関する記事や、国内および海外における公募投信（以下、ファンド）の最新情報を紹介します。

■平成30年12月21日、金融庁は有価証券報告書において、財務情報以外の開示情報である記述情報を開示していく上でのガイダンス、「記述情報の開示に関する原則(案)」を公表した。本原則(案)は金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の提言を受け、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るため、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していく上で望ましい開示の考え方、開示の内容、開示に対する取り組み方をまとめたものである。以下では、原則(案)の概要について説明する。

1. 原則(案)公表の背景

平成30年11月2日、金融庁は金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の提言を受け、非財務情報等の開示充実に向けて有価証券報告書等の記載内容改正を行うため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表した。「ディスクロージャーワーキング・グループ」の報告では、記述情報開示の充実を図る上で適切な制度整備が求められるとされており、本原則(案)は記述情報についてのプリンシプルベースのガイダンスにあたるものと考えられる。

2. 原則(案)の概要

原則(案)では、はじめに記述情報の開示に共通する事項として総論が述べられており、次に各論として、記述項目の中でも投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業との深度ある建設的な対話につながる項目である、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方などが整理されている。また、記述情報の役割として、記述情報が開示されることにより財務情報が補完され、投資家による適切な投資判断を可能とするだけでなく、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業経営の質を高めることができるかとされている。そのため、記述情報の開示は企業が持続的に企業価値を向上させる観点からも重要であり、充実した開示が期待されている。

3. 総論

原則(案)の総論では、記述情報の開示に共通する事項として以下の4つが挙げられている。

【取締役会や経営会議の議論の適切な反映】

取締役会や経営会議における議論を反映した開示は、投資家が取締役会や経営会議における企業の現況の認識、経営方針・経営戦略等の内容の理解に必要な情報を得ることができ、財務情報だけでは判別できない経営の方向性や経営成績の予想の確度を高めることが可能となる。そのため、経営者は開示書類作成の早期から開示内容の検討に積極的に関与し、役員は各部署を統括するなどして関係部署が適切に連携し得る体制を構築し、経営トップによる開示についての基本方針を示すべきとされている。

【重要な情報の開示】

有価証券報告書において、投資家の投資判断に重要な情報が過不足なく提供される必要があるが、投資家の投資判断における重要性は企業の業態や経営環境等によって様々である。よって、記述情報の開示にあたっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績に与える重要性(マテリアリティ)という評価軸を持つことが求められる。マテリアリティの判断では、情報が業績に与える影響度及びその発生の蓋然性も考慮するべきとされている。

【セグメントごとの情報の開示】

企業経営の多角化が進む中、記述情報は企業全体を経営の目線で理解し得る情報を提供するために、事業セグメントを適切に区分し、区分ごとに深度ある情報の開示が求められる。こうした開示は投資家に対し、セグメントにおける事業の状況、多角化におけるシナジー効果の創出、経営資源の適切で効率的な配分が行われているか等、投資判断の基礎を与える。また、各事業を経営方針・経営戦略等においてどのように位置づけているか、不採算事業についての対応を含めて説明するべきだとされている。

【分かりやすい開示】

記述情報の開示において、その意味内容を容易に、より深く理解することができるように、図表、グラフ、写真等を用いたり前年からの変化を明確に表示する等、分かりやすく記載するべきだとされている。

4. 各論

原則(案)の各論として、以下の3つが挙げられている。

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

【経営方針・経営戦略等】

経営方針・経営戦略等については、経営環境(例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等)についての経営者の

認識の説明を含め、企業の事業の内容と関連付けて記載すべきとされている。投資家が策定された経営方針・経営戦略等の妥当性や遂行の困難度を判断できるようにするため、中長期的な方向性のほか、具体的な方策についても説明することが求められる。セグメントの記載にあたっては、事業全体の経営方針・経営戦略を踏まえた各セグメントの経営方針・経営戦略を開示し、具体的な方策の遂行に、経営資源がどのように配分・投入されるかを明らかにすることが望ましいとされている。

【優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題】

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、市場の構造的変化や、法令・制度の改変など業績に影響を与える可能性がある取締役会や経営会議が認識している事柄を説明するものであり、投資家は経営者による課題認識の適切性や十分性、経営方針・経営戦略の実現可能性を評価することができる。開示にあたっては優先的に対処すべき課題の重要性を明らかにするため、経営戦略・経営方針等と関連性の程度を踏まえて記載することが望ましいとされている。

【経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等】

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等(KPI)には、ROE、ROICなどの財務上の指標のほか、契約率等の非財務指標も含まれる。KPIの開示は投資家が企業の経営方針・経営戦略等を理解する上で重要であり、進捗状況や遂行の困難度の評価等を行うことができる。開示にあたっては、経営方針・経営戦略等に応じて設定したKPIを適切に反映することが求められ、経営計画等の具体的な目標数値や目標の達成度合いを測定する指標、算出方法、指標の利用理由について説明されることが望ましいとされている。

(2) 事業等のリスク

事業等のリスクは、翌期以降の経営に影響を及ぼし得るリスクのうち、経営者の視点から重要と考えるものを重要度に応じて説明するものであり、開示においては一般的なリスクの羅列ではなく、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の変動、特定の取引先・製品・技術等への依存など、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載すべきとされている。

(3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)

【MD&Aに共通する事項】

MD&Aは経営方針・経営戦略等に従って事業を営んだ結果である当期の経営成績等の状況について、経営者視点による振り返りが行われ、経営成績等の増減要因等についての分析・検討内容を説明するものである。こうした開示により投資家は、経営方針・経営戦略等の適切性確認や将来の経営成績の予想確度を高めることが可能になる。開示にあたっては、単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについて、実績評価、増減の背景等について経営者の視点を記載し、KPIと関連付けた開示が望ましいとされている。

【キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資本の流動性に係る情報】

経営方針・経営戦略等を遂行するにあたって必要な資金需要や、それを賄う資金調達方法、さらには株主還元を含め、経営者としての認識を適切に説明することが重要とされている。企業が得た資金のうち、どの程度を成長投資、手許資金、株主還元とするかについて、開示することによって、投資家は経営戦略等遂行にあたっての財源の十分性や資本コストに関する経営者の考え方が理解可能になる。また、成長投資への支出については経営方針・経営戦略等など、また、株主還元への支出については配当政策など、他の関連する項目と関連付けて説明するべきであるとされている。

【重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定】

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、それらと実績との差異などにより、企業の業績に予期せぬ影響を与えるリスクがある。会計基準における見積り要素の増大が指摘される中、企業の業績に予期せぬ影響が発生することを減らすため、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、経営者がどのような前提を置いているかということは、経営判断に直結する事柄と考えられるため、経営者が関与して開示することが重要だとされている。

本原則(案)は、下記 URL よりダウンロードできる。

(https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221_1/01.pdf)